

令和5年7月11日
(一社)日本温泉協会
電話：03-6261-2180
担当者：関、荒井、工藤

「温泉文化」に係るユネスコ無形文化遺産への 早期登録へ向けた提言(中間取りまとめ)について

当協会では、日本の固有の文化である「温泉文化」の保護・活用・発信を図り、次代へとつないでいくため、温泉文化のユネスコ無形文化遺産の早期登録を目指し、活動しております。

このたび、「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産登録に必要となる、「温泉文化」の定義付けや法的保護措置等について、有識者により組織する「温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた検討会」(座長：青柳 正規)において、下記のとおり取りまとめました。

記

1. 名 称

「温泉文化」に係るユネスコ無形文化遺産への早期登録へ向けた提言(中間取りまとめ)

2. 概 要

- (1) 温泉文化は、「自然の恵みである温泉を通して、心と体を癒やす、日本国民全体の幅広い生活文化」である。ユネスコ無形文化遺産への提案に当たっては、先行事例である「フィンランド式サウナの伝統」を参考にユネスコに向けた提案書を準備すること。
- (2) 法的保護措置については、文化財保護法(登録無形文化財)によるものとする。
- (3) 文化財保護法による無形文化財の登録に当たっては「定義・わざ・担い手」と国民の意識を把握するため、文献や悉皆調査により調査研究を実施すること。
- (4) 温泉文化に関する積極的な情報発信に努め、国民全体の機運を醸成すること。

なお、詳細な内容は別紙のとおりです。

「温泉文化」に係るユネスコ無形文化遺産への 早期登録へ向けた提言(中間取りまとめ)

令和5年7月11日

温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録に向けた検討会

はじめに

現在、日本国内には約3千の温泉地があり、そこには約1万3千もの温泉宿泊施設がある。しかし、その数は、人口減少・高齢化・後継者不足などにより、2010年をピークに減少傾向にある。

また、国の基幹産業の一つとして位置付けられ、観光立国実現に向けた施策が展開されてきた観光産業も、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、コロナ禍における2021年の国内旅行消費額は、2019年比58.1%減の9兆1835億円となり、2010年以降で最低値を記録した。

新型コロナウイルスによる需要減は、徐々に回復傾向にある一方で、旅館・ホテルからは急速なリバウンド需要に耐えうる働き手の不足を危惧する声もある。

温泉文化を守り、伝えていく役割を担う旅館・ホテル業をはじめとする温泉関係者は、厳しい状況に置かれており、そこで育まれてきた温泉文化も失われてしまう恐れがある。

この現状を一刻も早く打開するため、温泉文化のユネスコ無形文化遺産登録(「人類の無形文化遺産代表的な一覧表」への記載)を契機として、コロナ禍から力強く立ち直り、温泉地の再生と温泉文化の保護・継承に全力で取り組むことが求められる。

そして、温泉の文化的価値を見つめ直し、温泉地で働く人々の誇りと希望を一層強く、大きくしていくことを期待する。

1 温泉文化の定義付け

(温泉の歴史)

温泉文化の定義付けにあたり、温泉の歴史は古く、その変遷とともに多様な文化が育まれてきたことから、まず、その歴史について整理する必要がある。

最も古い文献とされている「古事記」や「日本書紀」、各地で編纂された「風土記」に温泉の記述が見られる。1300年前に書かれ、今日に伝わる「出雲国風土記」に、玉造温泉(島根県)は「いで湯に一度入ると容姿が美しくなり、再び入れば万病が治る」と綴られている。

中世の温泉地の多くは、武将や武士、そして僧などが盛んに利用したことによって、湯治場として発展した。

近世になると、湯治は農民や町民など多くの一般庶民に広がり、湯治場としての温泉利用はより盛んになった。

近代に入ると、日本の資本主義経済の発展に合わせて、日本の温泉地も湯治場から保養の場・慰安の場へと発展していく。温泉の新規開発を契機に、それぞれの宿に温泉が引かれはじめ、いわゆる内湯を造るケースが増えはじめてきた。また、別荘地開発による保養地としての機能も併せ持つ温泉地が現れる。

戦後の高度経済成長を契機に、多くの温泉地が湯治場から観光温泉地へと変貌を遂げた。さらに交通網の発達により、都市部から温泉地への利便性が上がり、多くの人々が温泉地を訪れるようになった。

現代では、観光の大衆化により、多様な人々の憩いの場、楽しみ場に発展していった。

歴史の変遷とともに温泉では多種多様な文化が育まれた。「湯守」は、自然の恵みである温泉の知恵やわざを受け継ぎ、恒常的に安定した湯質、湯温を利用者に提供するとともに、湯の恵みを受容する多様な入浴法を伝える。温泉の利用法の変化とともに温泉施設も共同湯、旅館、温泉街などの独自の施設・空間へと発展していった。また、湯や熱を生かした調理、栽培、生活習慣など、古代から続く「癒しの湯」としての伝統を途絶えることなく受け継ぎながら、工夫を重ねて発展してきた。

一方で、現在の急速な社会変容、観光地の多様化のなかで、温泉地で失われていく伝統も少なくない。温泉地が発展する中で育かれた多様な価値を改めて「温泉文化」として定義することにより、その価値を理解し、保存し、次世代に伝承・継承していく必要がある。

(国民の誰もが納得し、温泉地全体が共感するストーリー)

上記の通り、古くより、人々は自然の恵みである温泉に浸かり、温まりながら心と体を癒やしてきた。温泉は、人々に癒やしを提供する、いわば日本国民全体の文化である。

令和3年度にユネスコ無形文化遺産に登録となった「フィンランド式サウナの伝統」(フィンランド)も国民全体に広がる、生活に不可欠な文化であるという点で、温泉文化との親和性が高い。温泉文化についてはサウナ文化の例を参考に、国民の誰もが納得し、共感するストーリーをつくり、「温泉文化」の定義づけを考えるべきである。

(温泉文化の定義)

「フィンランド式サウナの伝統」では、定義(概説)を「心と体を浄化し、自然とのつながりを楽しむ、生活に不可欠なもの(「自然の教会」)」としている。

これまでの温泉利用の歴史とフィンランドのサウナ文化の例を踏まえると、温泉文化は、「自然の恵みである温泉を通して、心と体を癒やす、日本国民全体の幅広い生活文化」と定義付けることができる。

ユネスコ提案書作成に際しては、先行事例である、「フィンランド式サウナの伝統」を参考に提案書を準備することが有効であると考えている。

2 法的保護措置の整備

ユネスコ無形文化遺産登録においては、国内法での保護が条件となる。

本検討会において、文化財保護法、温泉法、新法など考え得る案を検討した結果、実現性及び迅速性を勘案し、文化財保護法での保護を目指すべきと結論付けた。

文化財保護法は、令和3年に改正され、新たに無形文化財及び無形民俗文化財に登録制度が新設された。これは、これまで指定の対象とならなかった生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）も含めた多様な無形の文化財の積極的な保護を図るために創設されたもので、温泉文化もこの枠組みで捉えることが望ましい。

登録無形文化財は、これまでに「書道」、「伝統的酒造り」「菓銘をもつ生菓子」「京料理」の4件が登録となっており、芸能、工芸技術、生活文化に関するわざを特定し、担い手（保持団体）とともに認定することで保護を図るものである。

無形文化財の登録においては、「定義・わざ・担い手」を特定する必要がある、文化庁では、分野ごとに調査研究を実施し、悉皆調査や国民意識調査を行うことでそれらを特定している。

登録無形民俗文化財は、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術等が対象となり「讃岐の醤油醸造技術」など和食の関連で3件が登録されている。令和4年度にユネスコ無形文化遺産登録となった「風流踊り」は重要無形民俗文化財となっている民俗芸能等41件をグルーピングし、ユネスコに提案している。

温泉文化の登録を目指す場合も同様に、日本全国にある温泉にまつわる風俗・民俗を1件ずつ特定し、登録を進め、最終的にはグルーピングして目指すことが考えられる。一方で、複数の文化財登録が必要となり時間がかかる点、対象の温泉地が限定されてしまう点など、課題も多い。

上記を踏まえ、温泉文化については、無形文化財として登録を目指すことが望ましい。

3 調査研究の必要性

温泉文化について、無形文化財での登録を目指すためには、前述の通り「定義^{*}・わざ・担い手」を特定する調査研究が必要となる。

調査研究の実施においては、以下の調査項目を参考に事実関係を整理し、取りまとめるために文献調査、日本全国の温泉地や旅館・ホテル等を対象とした悉皆調査、国民向け意識調査等の調査を実施する必要がある。

- ・ 定義
- ・ わざ（技術）
- ・ 担い手
- ・ 歴史（古代～中世～近世～現代）
- ・ 特徴（自然、地理、景観、泉質等）
- ・ 独特の入浴方法等
- ・ 信仰、伝統行事
- ・ 建築

- ・国内における社会的位置付けや評価・課題
- ・国際的な評価や位置付け

また、調査成果とともに、各温泉地の魅力を整理し、国内外へ発信することも温泉文化の周知や機運醸成に大きな効果が見込める。

※ここでの「定義」は、文化財保護法による無形文化遺産の登録に要する「定義」であり、1で述べたユネスコ無形文化遺産提案における「定義」とは異なる。

【まとめ】

温泉文化のユネスコ無形文化遺産への早期登録は、失われつつある温泉地とその担い手である温泉地で働く人々の活気を取り戻し、温泉地の再生に大きく寄与することが期待される。

また、登録に至るプロセスにおいて、積極的な情報発信を行うことで、改めて日本固有の文化である温泉文化の再認識が図られ、次代へと保護・継承されていくことを強く希望する。

こうしたユネスコ無形文化遺産登録を推進するため、以下の4点について国に要望するよう提言するものである。

1. 温泉文化は、「自然の恵みである温泉を通して、心と体を癒やす、日本国民全体の幅広い生活文化」である。ユネスコ無形文化遺産への提案に当たっては、先行事例である「フィンランド式サウナの伝統」を参考にユネスコに向けた提案書を準備すること。
2. 法的保護措置については、文化財保護法（登録無形文化財）によるものとする。
3. 文化財保護法による無形文化財の登録に当たっては「定義・わざ・担い手」と国民の意識を把握するため、文献や悉皆調査により調査研究を実施すること。
4. 温泉文化に関する積極的な情報発信に努め、国民全体の機運を醸成すること。

温泉文化の世界無形文化遺産登録に向けた検討会委員名簿

【委員】

氏名	所属
青 柳 正 規	元文化庁長官
井 上 善 博	全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 会長
大 西 雅 之	(一社) 日本旅館協会 会長
蒲 島 郁 夫	「温泉文化」ユネスコ無形文化遺産登録を応援する知事の会会長 熊本県知事
甘露寺 泰 雄	中央温泉研究所 顧問 日本温泉協会 名誉会員・学術部顧問
笹 本 森 雄	(一社) 日本温泉協会 会長
新 谷 尚 紀	国立歴史民俗博物館 総合研究大学院大学 名誉教授
林 真理子	日本文藝家協会 理事長 学校法人日本大学 理事長

※50音順

【専門委員】

氏名	所属
内 田 彩	日本温泉協会学術部委員 東洋大学国際観光学部准教授
小 堀 貴 亮	日本温泉協会学術部委員 杏林大学外国語学部観光交流文化学科教授・学科責任者
松 田 法 子	京都府立大学大学院生命環境科学研究科准教授

※50音順

【オブザーバー（官公庁）】

省庁名	所属
文 化 庁	参事官（生活文化創造担当）付
厚生労働省	医薬・生活衛生局生活衛生課
観 光 庁	観光資源課文化・歴史資源活用推進室
環 境 省	自然環境整備課温泉地保護利用推進室

※建制順